豊橋信用金庫

キャッシュカード振込の一部利用制限の拡大について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

キャッシュカードによる振込が不慣れな高齢者のお客さまをATMへ誘導し、電話で操作を指示して、預金を振り込ませる「還付金詐欺」の被害が後を絶ちません。

当金庫では、高齢者のお客さまの被害を防止するため、下記のとおり、キャッシュカード振込の利用制限の対象を拡大させていただきます。

何卒、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

○対応の内容

次のお客さまはATMの振込限度額を「0(ゼロ)円」に設定させていただきますので、キャッシュカードによるATMでの振込取引ができなくなります。

1. 対象となるお客さま

65 歳以上のお客さまのうち、ATMから 3 年以上キャッシュカードによる振込取引をされていない口座のお客さま

2. 開始時期

令和元年6月1日(土)から

※上記のお客さまがキャッシュカードによるATMでの振込取引を希望される場合は、当金庫窓口へお申し出ください。

なお、キャッシュカードによる「お預入れ」や「お引出し」は従来どおり可能です。

以上